

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策に係る設計変更の取扱いについて（お知らせ）

令和2年5月

本市では、工事等の受注者に感染防止対策を徹底してもらうため、追加で費用を要する場合には、下記のとおり必要となる費用を設計変更にて対応いたします。

記

1. 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

- ・ 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ・ 現場従事者のマスク、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・ 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材（リース）・通信費
- ・ その他感染防止対策に必要と認められる対策

2. 留意事項

- ・ 追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。
- ・ 個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書へ反映のうえ、確実に履行してください。（小型工事及び業務は対象外）。
- ・ 履行が確認できる書類（写真及び領収書等）を提出してください。
- ・ 不明な点がございましたら、発注担当課又は監督職員まで、お問い合わせください。